



目 次	
規 則	ページ
◎高知県生活保護法施行細則の一部を改正する規則	1
◎水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則	4
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	5
◎高知県海岸管理条例施行規則の一部を改正する規則	5
告 示	
○救急病院の認定 (医療政策課)	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (")	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (")	6
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営支援課)	6
◎高知県家畜人工授精等講習会規程の一部改正 (畜産振興課)	6
◎告示 (農業改良資金の収納事務の委託) の一部改正 (協同組合指導課)	8
○道路の供用開始 (2件) (道路課)	8
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	8
正 誤	
◎正誤 (平30・8・28付け 訓令ほか)	9

規 則

高知県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月30日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第67号

高知県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

高知県生活保護法施行細則（昭和53年高知県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「更生施設」を「更生施設、日常生活支援住居施設」に改める。

第25条の3中「第22条の3第1項」を「第22条の4第1項」に、「別記第65号様式」を「別記第66号様式又は別記第67号様式」に改め、同条を第25条の4とする。

第25条の2の次に次の1条を加える。
(進学準備給付金支給申請書)

第25条の3 省令第18条の9第1項に規定する進学準備給付金の支給の申請書の様式の標準は、別記第65号様式による申請書とする。

別記第2号様式中

「

氏	名

」

を

「

氏	名	個人番号

」

に改める。

別記第20号様式から別記第22号様式までの規定中

「1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、高知県知事に対し審査請求をすることができます。

なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。

を

「1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法及び生活保護法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定の取消し訴えは、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法及び生活保護法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求をした日（行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。）の翌日から起算して50日（審査請求をした日から50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日）を経過しても裁決がないとき。」

に、「高知県健康福祉部福祉指導課」を「高知県地域福祉部福祉指導課」に改める。

別記第23号様式中「更生施設」を「更生施設、日常生活支援住居施設」に改める。

別記第65号様式を次のように改める。

第65号様式（第25条の3関係）

年 月 日

福祉保健所長 様

（大学等に進学する者）

住所又は居所

氏名

㊞

進学準備給付金支給申請書

生活保護法第55条の5第1項の規定による進学準備給付金の支給を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名： _____
- 2 大学等（特定教育訓練施設）に進学する者の生年月日： _____年 月 日
- 3 進学する大学等（特定教育訓練施設）の名称： _____
- 4 大学等（特定教育訓練施設）への進学後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）
 進学前の住所と同じ
 転居により進学前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記入してください。）
 居住（予定）地： _____
- 5 添付が必要な関係書類
 (1) 入学手続に着手していることを確認することができる次のいずれかの書類
 ア 入学金を納付したことを証明する書類等の写し
 イ 入学金の延納（進学後に納付することをいいます。）を申請した書類の写し
 ウ 入学金等の納付が不要な場合は、進学前に提出する誓約書及び進学前が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 (3) その他支給決定に当たり必要な書類
 注 上記の書類を申請時に準備することができない場合は、進学する大学等（特定教育訓練施設）の合格通知書、賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等（特定教育訓練施設）に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
- 6 進学準備給付金の振込先（大学等に進学する者の口座に限りです。）
 (1) 金融機関名： _____銀行・労働金庫・信用金庫・信用組合
 （該当する金融機関の種類を○で囲んでください。）
 (2) 支店名： _____支店（ゆうちょ銀行の場合を除きます。）
 (3) 記号： 支店（ゆうちょ銀行の場合に記入してください。）
 (4) 預金種類： 普通貯金 当座預金
 （該当する□にチェックを入れてください。）
 (5) 口座番号： （右に詰めて記入してください。）
 (6) 口座名義人（カタカナで記入してください。）： _____
 注 上記の金融機関名、支店名（記号）、口座番号及び口座名義人を確認することができる通帳の写し等の書類を添付してください。

別記様式に次の2様式を加える。

第66号様式（第25条の4関係）

年 月 日

福祉保健所長 様

住所又は居所

氏名 ㊤

生活保護法に基づく保護金品等を徴収金（同法第77条の2に基づく徴収金）
の納入に充てる旨の申出書

私は、 年 月分からの保護金品等（保護費（金銭給付によって行われるもの
に限ります。）及び就労自立給付金をいいます。以下同じ。）から毎月 円を
年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法第77条の2第1項の規定に
基づく徴収金の支払に充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、この申出に基づき、徴
収金を全て納入するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

第67号様式（第25条の4関係）

年 月 日

福祉保健所長 様

住所又は居所
氏名 ④

生活保護法に基づく保護金品等を徴収金（同法第78条に基づく徴収金）の納
入に充てる旨の申出書

私は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合は、保護費を支弁した知事
がその費用の額の全部又は一部を徴収することができるため、生活保護法第78条の2第1
項又は第2項の規定に基づき、交付し、又は支給される保護金品等（保護費（金銭給付に
よって行われるものに限ります。）及び就労自立給付金をいいます。以下同じ。）の額か
ら、同法第78条第1項の規定に基づく徴収金のうち貴福祉保健所と協議して定める額につ
いて、当該保護金品等の交付又は支給期日をもって支払に充てる旨を、下記の内容につい
て確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、この申出に基づき、徴
収金を全て納入するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

記

- 1 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあ
ってはならないこと。不正受給があった場合は、生活保護法第78条第1項の規定に基
づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 2 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は、「不正な手段によ
り保護を受けた」と貴福祉保健所に判断されることがあること。
- 3 徴収金の支払に際して、一括して納入することが困難な場合は、家計の節約に努め、
この申出に基づく方法により保護金品等から支払に充てること。

年 月 日

私は、この申出に基づき、年 月 分からの保護金品等から毎月 円
を 年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法第78条第1項の規定に
基づく徴収金の支払に充てるものとします。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布
する。

令和2年10月30日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第68号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（昭和27年高知県規則第1号）の一
部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県水産業協同組合法施行細則

第2条の見出し中「認可申請」を「認可の申請手続等」に改
め、同条第1項中「第86条第3項、」を削り、「第100条の8第
4項」を「第105条第4項」に改め、同条第2項中「の設立経過
報告書」を「に掲げる設立経過報告書（次項の規定により提出す
るものを含む。）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 漁業生産組合は、法第85条の2第4項の規定により組合の設
立の届出をしようとするときは、第1項各号に掲げる書類を添
えなければならない。

第3条中「第101条から第112条まで」を「第9条第1項」に改
める。

第4条第1項中「第47条の4第2項」を「第47条の3第2項」
に、「第100の8第3項」を「第105条第3項」に改め、同条第2
項中「第34条の2第3項の経営管理委員を置く組合」を「第34条
の2第4項に規定する経営管理委員設置組合（第7条第1項第1
号において「経営管理委員設置組合」という。）」に、「第47条
の4第3項」を「第47条の3第3項」に、「第100条の8第3
項」を「第105条第3項」に改める。

第5条第5号中「若しくは法第11条第1項第5号、第7号若し
くは第11号」を「、法第11条第1項第5号若しくは第7号」に、
「含む。）」を「含む。）若しくは法第15条の2第1項に規定す
る共済事業」に改め、同条第6号中「貸借対照表、損益計算書、
剰余金処分案又は損失処理案、注記表」を「財産目録又は法第40
条第2項に規定する計算書類」に改め、同条第9号中「漁業権行
使規則若しくは入漁権行使規則又は遊漁規則の制定」を「法第33
条の2第1項に規定する規則等の制定若しくは設定」に改める。

第6条第3項中「第1項の」を「第1項の届出に係る」に改め
る。

第7条第1項第1号中「第100条の8第3項」を「第105条第3
項」に、「法第34条の2第3項の経営管理委員を置く組合」を
「経営管理委員設置組合」に改め、同項第2号中「第100条の8
第3項」を「第105条第3項」に改め、同項第3号中「第47条の

3第2項を「第47条の2第2項」に、「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改める。

第8条第1項中「事項を」を「事項（漁業生産組合にあっては、第2号に掲げる事項を除く。）を」に改め、同項第2号中「第86条第2項、」を削り、「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改める。

第12条の見出し中「認可申請」を「認可申請等」に改め、同条第1項中「組合」を「組合（漁業生産組合を除く。）」に改め、「第86条第2項、」を削り、「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改め、同条第2項中「前項各号の」を「前項に規定する」に改め、同項第2号及び第3号中「第86条第2項、」を削り、「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改め、同条第4項中「第1項の」を「第1項に規定する」に改め、同条第5項中「に掲げる」を「に規定する」に改め、同条に次の1項を加える。

6 漁業生産組合は、法第84条の7第2項の規定により定款の変更の届出をしようとするときは、第1項各号に掲げる書類のほか、第2項から前項までに規定する場合は、それぞれ第2項から前項までに規定する書類を添えなければならない。

第13条中「第11条の4」を「第11条の5」に改める。

第14条第1項中「第11条の2第1項」を「第11条の3第1項」に、「第11条の4第1項」を「第11条の5第1項」に、「第100条の8第1項」を「第105条第1項」に改め、同条第2項中「第11条の2第1項」を「第11条の3第1項」に、「第11条の4第3項」を「第11条の5第3項」に、「第100条の8第1項」を「第105条第1項」に、「次に掲げる書類」を「次に掲げる書類（廃止の申請にあっては、第1号及び第2号に掲げる書類に限る。）」に改め、同項ただし書を削る。

第15条中「組合」を「組合（漁業生産組合を除く。）」に改め、「第86条第4項、」を削り、「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改める。

第16条の見出し中「届出」を「届出手続」に改め、同条中「第68条第5項」を「第68条第6項」に改め、「第86条第4項、」を削り、「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に、「含む。」を「含む。）又は第85条の4第2項」に改め、同条第1号中「7人」を「3人」に改める。

第17条の見出し中「認可申請」を「認可申請等」に改め、同条第1項中「組合は、法第69条第2項（法第86条第4項、）」を「組合（漁業生産組合を除く。）は、法第69条第2項（法」に、「第100条の8第5項において準用する場合を含む。）の」を「第105条第5項において準用する場合を含む。）の」に改め、同項第6号中「第86条第4項、」を削り、「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に、「において」を「において読み替えて」に改め、同条第2項中「前項各号の」を「前項各号に掲げる」に改め、同項第1号及び第2号中「第86条第4項、」を削り、「第

100条の8第5項」を「第105条第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 漁業生産組合は、法第85条の5第3項の規定により組合の合併の届出をしようとするときは、第1項各号に掲げる書類のほか、第2項に規定する場合は、同項各号に掲げる書類を添えなければならない。

第19条中「第100条の8第2項」を「第105条第2項」に、「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に、「第40条第9項」を「第40条第9項（法第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第105条第3項において準用する場合を含む。）」に改める。

第20条中「次の」を「次に掲げる」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「水産業協同組合法施行細則」を「高知県水産業協同組合法施行細則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定（「第100条の8第4項」を「第105条第4項」に改める部分に限る。）、第3条、第4条、第5条及び第7条第1項の改正規定、第8条第1項第2号の改正規定（「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改める部分に限る。）、第12条第1項の改正規定（「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改める部分に限る。）、第12条第2項第2号及び第3号の改正規定（「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改める部分に限る。）、第13条及び第14条の改正規定、第15条の改正規定（「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改める部分に限る。）、第16条の改正規定（「第68条第5項」を「第68条第6項」に、「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改める部分に限る。）、第17条第1項の改正規定（「第100条の8第5項」において準用する場合を含む。）の」を「第105条第5項において準用する場合を含む。）の」に改める部分に限る。）、第17条第1項第6号の改正規定（「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改める部分に限る。）、第17条第2項第1号及び第2号の改正規定（「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改める部分に限る。）並びに第19条の改正規定は、令和2年12月1日から施行する。

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月30日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第69号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別記第11号様式中「60日」を「3月」に、「6箇月」を「6月」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県海岸管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月30日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第70号

高知県海岸管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県海岸管理条例施行規則（平成18年高知県規則第42号）の一部を次のように改正する。

別記第5号様式の3中「この処分を」を「この処分について」に、「60日以内に、」を「3月以内に、」に、「行政不服審査法に基づき」を「行政不服審査法の規定に基づき、」に、「60日以内であっても」を「3月以内であっても」に、

「2 この処分の取消し訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事になります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消し訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消し訴えを提起することができなくなります。）」

を
「2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。））、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審

査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消し訴えを提起することができなくなります。）。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第853号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。
令和2年10月30日

高知県知事 濱田 省司
医療機関の名称 所在地 認定年月日 認定の有効期限
細 木 病 院 高知市大膳町37番地 令2・11・ 令5・10・
1 31

高知県告示第854号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。
令和2年10月30日

高知県知事 濱田 省司
医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日
安芸クリニック 安芸市東浜158番地1 令2・10・1

高知県告示第855号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。
令和2年10月30日

高知県知事 濱田 省司
医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日
清 谷 医 院 宿毛市中央三丁目3-18 令2・8・30
安芸クリニック 安芸市土居1976番地4 令2・10・1

高知県告示第856号

介護機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第

144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の指定をした。

令和2年10月30日

高知県知事 濱田 省司

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
令和2年8月27日	社会福祉法人安芸市社会福祉協議会 安芸市寿町2番8号	訪問入浴ステーションあき 安芸市寿町2番3号 訪問入浴介護事業

高知県告示第857号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和2年10月30日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社レデイ薬局 代表取締役 三橋 信也
株式会社レデイ薬局 代表取締役 白石 明生
- (2) 届出者の住所
愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
西松屋高知神田店
高知市神田1147番地1
- (4) 変更した事項
ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社レデイ薬局 代表取締役 三橋 信也
(変更後) 株式会社レデイ薬局 代表取締役 三橋 信也
株式会社レデイ薬局 代表取締役 白石 明生

- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村 禎史
(変更後) 株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村 禎史
株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村 浩一

(5) 変更年月日

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更については平成30年7月31日、大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更については令和2年8月21日

(6) 変更理由

設置者及び小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和2年9月24日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第858号

高知県家畜人工授精等講習会規程（昭和25年11月高知県告示第521号）の一部を次のように改正する。
令和2年10月30日

高知県知事 濱田 省司

第2条を次のように改める。

(講習科目及び時間)

第2条 家畜人工授精に関する講習会の講習科目及び時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学科

	講習科目	時間
一般科目	畜産概論	4時間
	家畜の栄養	3時間
	家畜の飼養管理	3時間
	家畜の育種	7時間
	関係法規	5時間

専門 科目	生殖器解剖	5 時間
	繁殖生理（神経・内分泌及び雌繁殖生理）	13時間
	精子生理（雄繁殖生理）	7 時間
	種付けの理論（妊娠と分娩）	4 時間
	家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	17時間

(2) 実習

講習科目	時間
家畜の飼養管理	4 時間
家畜の審査	7 時間
生殖器解剖	4 時間
発情鑑定	6 時間
精液精子検査法	8 時間
家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	45時間

2 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の講習科目及び時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学科

講習科目		時間
一般 科目	畜産概論	4 時間
	家畜の栄養	3 時間
	家畜の飼養管理	3 時間
	家畜の育種	7 時間
	関係法規	5 時間
専門	生殖器解剖	5 時間

科 目	繁殖生理（神経・内分泌及び雌繁殖生理）	13時間
	精子生理（雄繁殖生理）	7 時間
	種付けの理論（妊娠と分娩）	4 時間
	家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	17時間
	体内受精卵移植概論	8 時間
	受精卵の生理及び形態	16時間
	体内受精卵の処理及び保存	16時間
	受精卵の移植	8 時間

(2) 実習

講習科目	時間
家畜の飼養管理	4 時間
家畜の審査	7 時間
生殖器解剖	4 時間
発情鑑定	6 時間
精液精子検査法	8 時間
家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	45時間
体内受精卵の処理及び保存	50時間
受精卵の移植	26時間

3 家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の講習科目及び時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学科

講習科目		時間
一般	畜産概論	4 時間

科 目	家畜の栄養	3 時間
	家畜の飼養管理	3 時間
	家畜の育種	7 時間
	関係法規	5 時間
	生殖器解剖	5 時間
専門 科目	繁殖生理（神経・内分泌及び雌繁殖生理）	13時間
	精子生理（雄繁殖生理）	7 時間
	種付けの理論（妊娠と分娩）	4 時間
	家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	17時間
	体内受精卵移植概論	8 時間
	受精卵の生理及び形態	16時間
	体内受精卵の処理及び保存	16時間
	体外受精卵移植概論	3 時間
	体外受精卵の生産	4 時間
受精卵の移植	8 時間	

(2) 実習

講習科目	時間
家畜の飼養管理	4 時間
家畜の審査	7 時間
生殖器解剖	4 時間
発情鑑定	6 時間
精液精子検査法	8 時間
家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	45時間

体内受精卵の処理及び保存	50時間
体外受精卵の生産	21時間
受精卵の移植	26時間

第3条中「そのつど」を「その都度」に改める。
 第4条中「はり付けた」を「貼り付けた」に改める。

附 則

この告示は、令和2年10月30日から施行する。

高知県告示第859号

農業改良資金の貸付金に係る収納の事務を委託している高知県農業協同組合の主たる事務所が令和2年10月1日に移転したので、昭和42年10月高知県告示第482号（農業改良資金の収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

令和2年10月30日

高知県知事 濱田 省司

表中「高知市北御座2番27号」を「高知市五台山5015番地1」に改める。

高知県告示第860号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年10月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月30日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 志和仁井田
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町黒石字円豆端1090番から 高岡郡四万十町黒石字石指1096番3まで	116	令和2年10月30日

高知県告示第861号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年10月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月30日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町檜生原字ヲウコエ586番5から 高岡郡四万十町檜生原字神田584番1まで	200	令和2年10月30日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和2年10月30日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和2年7月8日 2高東土第30-3号	香南市野市町西野字ルノ丸1756番2ほか4筆	香南市野市町下井1198番地2 有限会社竹内不動産 取締役 竹内 隆廣

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平30・8・28	号外34	◎訓令	21	左 (29・30)	健康政策部 <u>国民健康保険課長</u>	健康政策部 <u>国保健康保険課長</u> .
令2・10・16	10280	○監査公表	10	左 (13・14)	<u>令和元年度の高知県保育サービス等推進総合補助金</u>	<u>令和元年度</u> 高知県保育サービス等推進総合補助金